

スパークスタジオ県央

(児童発達支援・放課後等デイサービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社あさひコモンズが設置するスパークスタジオ県央(以下「事業所」という。)において実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)、放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供する。
- 2 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に努める。
 - 3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 前5項のほか、新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第28号。以下「基準条例」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 スパークスタジオ県央

(2) 所在地 新潟県三条市神明町2番1-102号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤)

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤)

児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画の作成に関する業務を行うほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員・保育士 3人以上

児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

火曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から正午12時00分

午後13時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 主たる事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 定員 10人

(指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定児童発達支援・放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画の作成

(2) 運動療育

(3) 日常生活における基本的な動作の指導

(4) 集団生活への適応のための訓練

(5) レクリエーション行事

(6) 相談及び援助等

(保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定児童発達支援、当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスにおいて提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。

(1) 創作的活動に係る材料費 実費

(2) 日用品費 実費

(3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三条市及び三条市近隣の市町村（送迎サービスはなし）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

(1) 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

(2) 他の障害児と良好な関係が築けるように努めること。

(3) 感染症の疑いがあるときは利用を控えること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者にも周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構

築するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持等)

- 第15条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する障害児又保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(従業者の研修)

第17条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(記録の整備)

第18条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社あさひコモンズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。(児童指導員の員数、サービス提供時間)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。(児童指導員・保育士の員数)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(虐待防止に関する事項)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(ハラスメント対策・業務継続計画)